

## 第8号議案

### 春日市消防施設整備基金条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和2年2月25日

春日市長 井 上 澄 和

#### 提案理由

消防施設の整備に要する資金に充てるため、石油貯蔵施設立地対策等交付金を財源として、春日市消防施設整備基金を設置したい。これが、この条例案を提出する理由である。

## 春日市消防施設整備基金条例

### (設置)

第1条 消防施設の整備に要する資金に充てるため、春日市消防施設整備基金(以下「基金」という。)を設置する。

### (積立て)

第2条 毎年度基金として積み立てる額は、石油貯蔵施設立地対策等交付金の全部又は一部とし、一般会計歳入歳出予算をもって定めるものとする。

### (管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

### (運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

### (処分)

第5条 基金は、石油貯蔵施設立地対策等交付金の交付に係る消防施設の整備に要する資金に充てることに限り、これを処分することができる。

### (委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。